

令和 7 年第 4 回定例会
新冠町議会会議録
第 2 日（令和 7 年 12 月 12 日）

◎議事日程（第 2 日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 一般質問 |
| 第 3 議案第 69 号 | 令和 7 年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第 4 議案第 70 号 | 令和 7 年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 5 議案第 71 号 | 令和 7 年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第 6 議案第 72 号 | 令和 7 年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 7 議案第 73 号 | 令和 7 年度新冠町簡易水道事業会計補正予算 |
| 第 8 議案第 74 号 | 令和 7 年度新冠町下水道事業会計補正予算 |
| 第 9 会議案第 13 号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会） |
| 第 10 会議案第 14 号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（11名）

1番 酒井 益幸 君	2番 海馬澤 真紀子 君
3番 長浜 謙太郎 君	4番 中山 千鶴子 君
5番 野中 一生 君	6番 竹中 進一 君
7番 秋山 三津男 君	8番 但野 裕之 君
9番 武藤 勝國 君	10番 武田 修一 君
11番 氏家 良美 君	

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	山本政嗣君
副町長	佐藤正秀君
教育長	下川徳久君
総務課長	島田和義君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聰君
産業課長	鷹觜寧君
保健福祉課長	新宮信幸君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	三宅範正君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	湊昌行君
管理課長	佐々木京君
社会教育課長	工藤匡君
企画課総括主幹	下川広司君
町民生活課総括主幹	曾我和久君
産業課総括主幹	磯野貴弘君
保健福祉課総括主幹	二本柳成児君
管理課総括主幹	伊藤美幸君
管理課総括主幹	楫川聰明君
社会教育課総括主幹	坂元一馬君
代表監査委員	妹尾巨知君

◎議会事務局

議会事務局長	田村一晃君
議会事務局庶務係長	榎拓己君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣言

○議長（氏家良美君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和7年第4回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、8番、但野裕之議員。9番、武藤勝園議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第2一般質問を行います。

通告の順序に従い、発言願います。

長浜謙太郎議員の「朝日の森のさらなる有効活用策について」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） 3番長浜謙太郎です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い「朝日の森のさらなる有効活用策について」の一般質問をいたします。

当町における廃校小学校の利活用は、他町が羨むほど素晴らしい実績を残しております。唯一残る旧節婦小学校のみ、いまだ方向性を見いだせておりませんが、令和5年度をもって閉校した旧朝日小学校は、翌年度より新たな複合施設、朝日の森として行政が管理運営を行っております。朝日の森は、災害時における避難所利用を想定し、備蓄品を保管するなど、対策本部としての役割を果たすだけでなく、地域住民のコミュニティー活動場所であり、社会教育をはじめ、多彩な事業も実施されております。また、民間企業が賃貸利用し、地域に根差した事業展開を行うなど、閉校後も決して廃れることなく、定期的な利用があり、広く愛され賑わっております。

当町は現在、未利用となっている旧青年の家宿泊棟の貸与者を募集しております。地域活性化及び施設の有効活用を目的に、民間事業者等に無償で貸与し、公共的、公益的な利用を推進するものです。かつての青年の家ののような用途を求める場合には、旅館業法、建築基準法、消防法などクリアすべき法的な問題があるのでしょうが、朝日の森には宿泊研修機能を有した合宿施設、さらには民泊施設として、一層の有効活用ができる可能性を秘めていると考えます。その可能性を探りつつも、大規模な修理や修繕に多額の経費をかけるべきではないと思いますが、幸いにも現状、理科室、家庭科室、給食室等の水回りにつ

いて、通常使用には問題ないと認識しております。ここにレスキューキッチンやトイレトレーラー、災害用組立て式シャワーを常設することにより、朝日の森の意義と利便性はより高まるでしょう。

今後も町が保有していくにあたり、非常時は防災の拠点、平常時は合宿だけでなく、インター、お試し住宅、フィールドワーク、民泊の受皿ともなり得る宿泊施設、双方の機能を有した場所として整備するべきと考えますが、朝日の森のさらなる有効活用策について、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 長浜議員から御質問の「朝日の森のさらなる有効活用策について」お答えを申し上げます。

町では、令和6年4月1日から旧朝日小学校を活用いたしまして、町民の皆様に広く御利用頂く施設として、朝日地域交流センター、通称朝日の森の供用を開始したところでございます。

現在は多目的で複合型の施設として運営をさせていただいておりますが、この利活用方法に至るまでには長い協議、そして多様な検討経過があり、糸余曲折を経て現在の形に定まったものでございます。

協議過程におきましては、民間の施設譲渡、これを除いたあらゆる可能性を検討対象といたしまして、多角的に協議を行い、協議の中では、議員御指摘の青年の家の代替施設としての活用についても協議が及んだところありますが、利用者の減少を要因に廃止をした青年の家の役割を朝日の森が担うことで、利用者が増加するということは考えづらい、この判断から、研修合宿施設としての利活用は行わないとの結論に至っております。

旧朝日小学校は、100年を超える歴史と多くの卒業生を有し、地域に深く愛されてきた学校でもありますことから、町の資産として残してほしいという地域の皆様方の思いも強く、これを受け止めながら、将来にわたって継続的に活用される施設とすることを目指し、慎重に協議を進めた次第でございます。

一方で、協議、検討時におきましては、行政財産としての価値、あるいは具体的な活用ニーズというものが十分に把握しきれていなかったこともあります、多額の町費を投じて大規模な改修に踏み切ることは適切ではないと、こういう判断から、まずは現状を生かした形で供用を開始したものでございます。まずもってこの点御理解を賜りたいと思います。

その上で、町といたしましては、まちづくりの中で不足している公共施設の機能を補う観点から、朝日の森を事業所誘致の支援施設、防災、災害対策の拠点、山間部におけるコミュニティ機能、移住支援の拠点、こういう形で位置づけを行いまして、複合的な活用を進めているところでございます。

供用開始後1年半が経過したところでございますが、朝日の森の利用は、着実に増加を

見ておりまして、これまで19団体、2企業、5人の個人利用がありまして、そのうち11の団体につきましては、定期的に利用頂いており、本年9月末の総利用人数は1731人になっております。

さらには、東京に本社を置きます株式会社mmガードが事業所を開設していただきまして、2名の従業員が常駐するなど、想定した以上に利活用が進んでいると感じているところでもございます。

御質問にございます、使用用途に改良を加えるという点でございますけれども、供用からまだ1年半が経過したばかりでございますし、今は現用途に基づく施設管理体制の定着、あるいは利用状況の把握を優先すべき時期、段階にあると考えているところであります。

また、今後新たな用途を加える際には、施設の大規模改修が必要となる可能性も高く、その場合は具体的な利用計画、運営体制の確保、持続的な利用ニーズの把握が欠かせることができません。

そのため、これらの要件が十分に整っていない現段階において、用途を拡張することは適切とは考えにくく、現時点では時期早尚であると考えているところであります。

しかし、町としては、朝日の森が有する将来的な活用の可能性については、議員御指摘のとおり高く意識しておりますので、今後まちづくり全体の中で必要とされる機能、地域のニーズ、これらの変化を踏まえながら、あらゆる角度から利活用の在り方を検討していく考え方でございますので、重ねて御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

長浜議員。

○3番（長浜謙太郎君） 町長が描く朝日の森の将来像について理解いたしました。

近くに新冠消防団の第6分団の庁舎もあります。この建物の老朽化も著しく、その施設と機能を朝日の森へ移転することも一考の価値があるでしょう。

また、民泊を考えるなら、日高振興局のH2プロジェクトによる活用方法を見いだす条例整備も必要かと思います。

再質問として、冒頭触れました利活用が見込めず唯一残る旧節婦小学校の扱い、解体や公売といった協議の経過について伺います。維持管理を含め、行政として手を加えることが難しいのであれば、レ・コード館展望塔や青年の家のように民間活力を頼るべきと考えます。建物が朽ちていく中、一刻も早く方針を明確に示すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 長浜議員からの再質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。節婦小学校の方針化という部分につきましては、これまでの経過も御説明申し上げながら御理解を賜りたいというふうに思いますけれども、御承知のとおり、町内の小学校、平成20年に統廃合を行いました。その際に、民間に対するインターネットを通じた公売

を行ったわけでありますけれども、節婦小学校につきましても、同じように公売を試みたわけであります。他の学校が売れていく中において、節婦小学校が売却、売れ残っていく、この過程の中での再度のインターネットの公売ということについても取り組みをしたわけでありますけれども、大狩部小学校の次に古い学校としてなかなか買手がつかなかつたという状況がございます。理由といたしましては、やはり少し他の学校よりも規模が大きい、それから少し手を加えなければいけない、こういう事情を抱えた施設でありましたので、なかなかそれが進まなかつたということであります。そういう状況の中で、平成25年に防災機能を小学校の体育館に持たせようということで、節婦体育館を設置をいたしました。その中において、小学校の校舎をどうしようかということについては、民間への公売等を諦めて、解体の方針を町としては出してたわけであります。で、そこがですね、財政上の理由等も含めて15年、17年近く現状のままになってしまってることでございますが、手つかずのまま、こういう長期間の放置状態で置いてしまっておりますので、このものについては平成25年の結論に見出された解体を前提として、町としては捉えているということでございます。

ほかのインフラ整備、あるいは公共施設の改修等の計画予定も含めながらですね、この問題については、町の課題として今後も捉えながら、結論、結論というか解体に向けてですね、準備を進めてまいりたいと考えているところでございますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○3番（長浜謙太郎君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で長浜議員の一般質問を終わります。

次に、中山千鶴子議員の「耕作放棄地問題について」の発言を許可いたします。

中山議員。

○4番（中山千鶴子君） 4番中山千鶴子です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い「耕作放棄地問題について」質問いたします。

農業従事者の高齢化、担い手不足により、耕作が行われなかつたり、放置されたりする農地が増えていることが全国的に問題となっています。これらは耕作放棄地、さらには荒廃農地と呼ばれており、様々な問題を引き起こしています。農地が使われなくなることは、食料生産が減少することを意味しており、また、農地が管理されなくなることで野生動物が住みついたり、ごみの不法投棄場所となつたり、周囲によくない影響を及ぼすことがあるようです。

当町においても、農業従事者の高齢化、担い手不足が生じており、同様の問題が発生しうると考えられるため、次の3点を伺いたいと思います。

1点目、当町の農業従事者のうち、高齢者の割合と後継者の有無について。

2点目、荒廃農地、耕作放棄地、遊休農地と呼ばれる農地の有無について。

3点目、農地バンク等、農地の利活用に向けた取り組みとその実績について。

以上、3点をお伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 中山議員から御質問の「耕作放棄地問題について」お答えを申し上げます。

農地が使われなくなりますと、地域全体の農作物の生産が減るわけでありますから、食料需給率の低下にもつながるものだというふうに言われております。

また、雑草や樹木が生い茂ることで、景観が荒れた印象になるほか、獣害の隠れ場所や害虫の病原菌の繁殖を産みまして、近隣の農作物に悪影響を与えることも懸念されます。

さらに、農地は適度に管理されていることで、土砂を抑えるという役割があるとされております。耕作を放棄されると表土が流れやすくなって、豪雨の際に土砂流出や崩壊リスクが高まる、このようなリスクがあるということで、議員御指摘のとおり様々な影響が考えられるわけであります。

それらを踏まえた上で、御質問の1点目になります農業従事者の高齢割合と後継者の有無についてでございますけれども、国の統計調査であります農林業センサス調査に基づき、本年2月1日現在の当町の状況について申し上げます。

まず、後継者の有無についてでございますが、このセンサス調査においては該当する調査項目がなく、正確な数値をお答えすることができませんので、その点御了承頂きたいと存じます。一方、高齢者の割合につきましては、調査結果においては、回答者265名中65歳以上の方は118名となっておりまして、割合は45%でございます。この割合は、5年前の調査時から7%上昇しておりますと、従事者の高齢化が進んでいる傾向が見てとれます。

このような傾向への対応を含め、町では、農業支援員派遣事業をはじめ、親元就農奨励金制度による後継者の育成と確保などの取り組みを進めているところでありますが、引き続き農協や関係機関と連携して、各種取り組みを継続してまいりと考えであります。

御質問の2点目と3点目についてでございますが、農地に関する権利関係の調整、適正な利用の確保につきましては、農業委員会等に関する法律に基づきまして、農業委員会が独立した行政委員会として所管する事項であります。

本来でありますと、当該事項は所管する農業委員会において御説明申し上げるべき内容でもございますけれども、農業行政を預かる町執行部としての立場から、町が把握できる範囲で御答弁申し上げます。

まず、「荒廃農地」、「耕作放棄地」、「遊休農地」と呼ばれる農地の有無に関してでございますが、各用語の定義について、まず触れさせていただきたいと存じます。

「荒廃農地」とは、農林水産業の、失礼しました。「荒廃農地」とは、農林水産省が毎年実施していた調査における用語でありまして、「現に耕作されておらず、耕作放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能になっている農地」とされ、これは

農業委員会の現地調査により判断されるものであります。

次に、「耕作放棄地」でありますけれども、これは5年に1度の農林業センサス調査において、「以前、耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付せず、かつ今後数年間再び作付する考えのない土地」とされております。これは、それぞれの農家さんの耕作意思に基づき判断されるものであります。

また、「遊休農地」とは、農地法におきまして、「現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または「農業への利用の程度が、周辺の農地の利用状況に比べて著しく劣っていると認められる農地」と定義されておりまして、これは農業委員会による現地調査により判断されることとなっております。

遊休農地を含める全ての農地につきましては、農地法に基づき、年1回の利用状況調査が義務づけられております。当町におきましても、毎年8月以降、農業委員会による全農地の現地調査を実施しておりますけれども、現状におきまして、町内の遊休農地はゼロというふうになっていると承知をしているところであります。

なお、荒廃農地を定義しております調査は、令和3年度から遊休農地の調査に統合されております。また、耕作放棄地を定義していた項目も、令和2年の農林業センサスから削除されております。

このため、現在では遊休農地以外の区分については、調査自体が存在しておりません。行政として把握しうる統計資料がないため、御答弁は遊休農地の状況に限っての答弁とさせていただきましたことを御了承頂きたいと思います。

続いて、御質問の3点目の農地バンクなど、農地の利活用に向けた取り組み、その実績についてお答え申し上げます。

農地バンクは、農地中間管理機構の通称で、北海道知事が指定する公的機関で、農地の賃貸売買の仲介を行う機関として、北海道では公益財団法人北海道農業公社が指定をされております。

農地の賃貸、売買には、従来どおり農地法に基づく手続きと農地バンクを利用する方法がございますけれども、本年4月以降は、町が策定した地域農業経営基盤強化促進計画に基づく農地バンクを活用した契約が原則となっております。

ただし、農地の受け手が、地域農業経営基盤強化促進計画に位置づけされた者であることや、既存農地と新たに受け入れる農地が、概ね1ヘクタール以上の団地を形成することなど一定の要件があるため、現状では農地法による手続も引き続き行われている状況にございます。

御質問の農地バンクの活用実績ですが、農業委員会からの聞き取りによりますと、本年4月から11月までの農地バンク活用実績においては、所有権移転が19件41筆、利用権移転が42件131筆、計61件172筆となっております。

また、農地法による所有権移転は10件85筆、利用権移転が14件161筆、合計で24件246筆となっております。

農地の遊休化は、限られた農地資源の有効活用や周辺農地への影響の観点から望ましいものではなく、農業振興を進める上でも発生防止が重要であると、こういう考え方から、農業委員会は、農地パトロール等により遊休農地の発生防止と早期発見に努めるとともに、優良農地の利用促進、多様な担い手への農地集積の推進を図るべく、農協と、農協をはじめ関係機関と連携した取り組みを進めておりますので、町といたしましても、これと歩調を合わせた対応に努めてまいりたいと存じますので、御理解を頂きたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

中山議員。

○4番（中山千鶴子君） 答弁ありがとうございます。

農地がこれからも適正に使用されるためには、個人の努力だけでは限界があります。町ぐるみで対策を考えておくことが必要かと思います。

農林水産省は、障がい者等に農業体験を提供する施設や、生産、加工販売施設の整備といった農福連携型の取り組みに交付金を出しています。社会福祉団体と農業をマッチングさせることで、遊休農地問題、担い手不足問題の解決につながることが広がっています。もちろん関係する方々の協力は必要ですが、農福連携型の取り組みに関して、町としてはどのようにお考えなのか、伺いたいと考えております。

○議長（氏家良美君） 若干通告の範囲外というふうに思うわけですけれども、町長のほうで答弁できるものがありますでしょうか。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 中山議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

議員御指摘のように、農林水産業、失礼しました。農林水産省におきましては、農福連携事業に対して交付金を措置しているということについては、私どもも承知をしておりまして、それが御指摘の問題に効果的な作用は果たすと、役割を果たすということについても承知をしているわけでありますけれども、町内の社会福祉法人、障がい者施設において、実習であるとか、体験であるとかということの中で農業を取り入れている実例はございますけれども、現時点において、法人側の体制の問題でありますとか、あるいは利用者の希望でありますとかということの中で、なかなかそこが農福連携に至るまでのこの拡充に結びついていないものだと、いうふうに認識をしているわけであります。

まずは、そういう問題のある土地があつて、持ち主さんがいらっしゃって、農業委員会、農協がそれぞれの対応に当たつていらっしゃるということと、法人と、社会福祉法人と、それから福祉行政を預かる町がしっかりとその農福連携の姿というものも、制度の内容というものもしっかりと勉強しながらですね、双方の共有の目的、目標というものも定めながらですね、やっていくべき事業だと思いますので、まずはそういった制度の研究、あるいは研修ということについて、関係機関と考え方、歩調を合わせてまいりたいと考えているところであります。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○4番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で中山議員の一般質問を終わります。

次に、武藤勝匱議員の「生活保護世帯へのあったか暖房費の支給について」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○9番（武藤勝匱君） はい、9番武藤です。ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い「生活保護世帯へのあったか暖房費の支給について」伺います。

道議会で、道の福祉局長は「市町村が所得の低い世帯などに対象に、灯油購入費をはじめとする冬季間に増加する経費に対して助成する、いわゆる福祉灯油は、特に所得の低い高齢者や障がい者の方々などの暮らしを支える重要な取り組みの一つと認識しています」と答弁しております。国でも、2007年に冬季加算は収入認定としない事務連絡を出しておらず、新冠町でも、生活保護受給者にも支給すべきと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 武藤議員から御質問の「生活保護世帯へのあったか暖房費の支給について」お答え申し上げます。

当町におきましては、近年のエネルギー価格の高騰が住民生活に与える影響に鑑み、特に大きな影響を受けている低所得世帯における暖房費負担の軽減を図ることを目的としたとして、高齢者や障がい者等の要配慮者世帯のうち、町民税非課税世帯を対象に、1世帯当たり1万円の暖房費助成を実施しております。

当該事業は、灯油価格が高騰いたしました平成19年度から「福祉灯油事業」として開始をいたしまして、その後は単年度ごとに灯油価格の動向を踏まえながら実施してまいっておりますけれども、エネルギー価格が高止まりをしている令和3年度以降につきましては毎年実施し、また、採暖方法の多様化を踏まえ、令和5年度からは、従前の灯油券の交付から現金給付へと見直しを行ってきたところでございます。

御質問の、生活保護受給世帯を助成対象としていない点につきましては、生活保護制度におきまして、冬季間の暖房費に係る経費が既に最低生活費の中の算定に考慮されておりますことから、本事業の対象から除かせていただいているものであります。

生活保護制度では、生活保護法に基づきまして、各世帯の状況に応じて生活扶助費が支給されているわけでありますが、寒冷地におきましては、冬季間の光熱費等の増加を踏まえた冬季加算が支給されております。

例えば、単身世帯でありますと、10月から4月までの7か月間において、月額1万2780円が支給されており、暖房費については、制度上あらかじめ考慮された形で保護費が算定されているところであり、価格高騰への対応については、制度の趣旨から冬季加算

の調整により保護制度の中で保障されるべき性質であるとも考えているところであります。さらに、生活保護受給世帯に対しましては、冬季加算に加えまして、令和5年10月から、エネルギー価格を含む物価高騰に対応するため、生活扶助基準額に臨時の、特例的な増額措置が講じられているところでありますと、その金額は1人当たり月額で1千円、年額1万2千円が加算されているほか、本年10月からはこれに500円が増額される措置もなされております。この増額措置についても、令和9年3月まで継続されることが決定されているわけであります。

一方で、町民税非課税世帯につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受けながらも、生活保護制度のような公費による包括的な生活保障や冬季加算などの仕組みもないことから、当町といたしましては、暖房費助成事業は町民税非課税世帯を対象とすることが、限られた財源の中で有効性かつ公平性に資すると判断しているものでございます。

昨今はエネルギー価格の高騰にとどまらず、町民の生活に直結する食料品などの物価高騰が続いております。

引き続き、社会の経済情勢や町民の生活実態を注視いたしまして、国の制度やほかの支援策との整合性、公平性を図りながら町民の皆さんのが安心して生活できるよう、必要な支援策の検討を継続してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、御質問にございました、平成19年度に国から発出されました事務連絡につきましては、市町村が自主的に実施をする灯油購入助成事業等において、生活保護世帯が助成を受けた場合でも、1人につき月額8千円までは収入として認定をせず、生活保護費の減額には影響しないとする、生活保護費算定上の取扱いをお示したものでありますと、あくまでも支給は市町村の判断に委ねられているものであることも併せて御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝匱君） 今、町長の答弁、趣旨は分かりますけれども、総務省が発表している総務省の家計調査、これは、1世帯当たり年間の灯油代ですけれども、2024年から2005年ですか。総務省が発表してるんでは、1番高いのが青森県の9万、9万1千円ですか、9万1千円。最下位が東京都の1996円。実に46倍の差があります。で、青森県が1番高いんですけども、北海道とほぼ変わりませんので、北海道でも大体9万円前後かかるちゅうと思っております。それで、先ほど町長からもありましたけれども、単身世帯で1か月で1万2780円の7か月8万9460円になります。で、ただ今の、こないだ日高報知に出ておりましたけれども、現在の消費者統一価格、浦河の消費者協会の調べで、7点調べて、今の平均130.3円と報道されております。最安値は127円ですけれども。ですから、これから見て8万9460円ちゅうのはほとんどもう灯油が高止まりしてたつちゅう状況で、ほとんど使われてるちゅう状況だと思うんです。ただ、実際上冬季加算というのは灯油ばっかりでないんですよね。だから冬であれば、当然除雪にか

かるスコップだとかいろんなそういう道具だとか、それから真冬ですから衣服の冬用の買うちゅうことで、そういうのを入れれば、実際は本当に相当かかるちゅう。この8万9460円の金だけ足りないというのははっきりしてますよね。そういうことで、ぜひ今は新冠の場合、福祉灯油100円を、数年前は100円を目途っちゅうことで出してたんですけども、今もうさっき言ったように130円という状況で、非課税世帯に出しておりますけども、これも不十分だと思うんですね。浦河あたりみたく90円から100円の場合はなんぼ、100円から110円のなんぼだつう段階をつけて出してれば分かるんですけども、新冠の場合もうずっと100円っちゅうことで据え置いておりますから、そういう点も含めて、ぜひ生活加算額が出てても、これは不十分だということですんで今後ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） まずもってエネルギー価格の高騰の問題を各市町村の助成で補っていく、いき続ける、こういう対応が本当にこのエネルギー問題の解決に向けた中で必要なのかと。これ短期的に、応急的な形の中でこう支援するという対応は可能かと思いますけれども、エネルギー価格の高騰の問題というものについて、これはしっかりと国家レベルで対応を考えていただくような、そういう動きも地方行政としては必要だなと考えているところであります。

それから、こういう助成制度をするとき、行うときに、一定程度の枠組みを決めながら対象となる方々の設定をするわけでありますけれども、決して予算の関係で、これを生活保護世帯を除いているわけではない。1回目の答弁で申し上げましたけれども、生活保護を受給されている世帯、年金生活をされている世帯とのバランスを見たときに、やはりそれは均衡が、公平性が保てないという判断に基づいております。ただ、例で申し上げますと、単身世帯の場合、生活保護における最低生活費、これは年額で89万6000円ほどが最低生活費として認められています。しかしながら、国民年金の老齢年金だけで生活されている方、生活保護を受けずにですね、これは83万1000円ほどの収入で生活をされている。で、先ほどの繰り返しになりますけれども、年金生活者の方々は、その金額だけで冬を乗り切るわけでありますけれども、生活保護世帯は先ほど申し上げた金額に加算額が入りながら、生活が保障されているということありますから、町としては、老齢年金を中心に行きをされている非課税世帯の方々を優先しようという判断になっているわけであります。

全ての町民の皆さんのが物価高騰、エネルギー高騰の影響を受けてる中において、本当に助成の支援ということについては、誰しもが求めてるところであると思いますけれども、町の事業として実施するにあたりましては、そういう基準を設定させていただきながら、事業を継続的に展開をしているということについてもあわせて御理解を賜っておきたいと思います。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○9番（武藤勝闘君） ありません。

○議長（氏家良美君） 引き続き「教員の働き方改革について」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○9番（武藤勝闘君） 1点、質問を始める前にちょっと訂正をお願いしたいんですけども、①の2行目で「50年ぶり」に改定されたとありますが、これを「54年」に訂正をお願いいたしたいと思います。

それでは質問に入ります。今、教育は大きな曲がり角に立っていると思います。今、学校は学ぶ児童生徒にとっても、教える教師にも行きにくい場所、あるいは行きたくない場所になっていることです。

子どものほうから見れば、子どもの不登校は新冠では、文科省の不登校の定義、年間50日以上の該当者はいませんが、一定の数がおるもの事実です。また、教える教師の側にとっても、今学校はブラックと言われる状況の、非常に大変な職場環境にあります。

それで質問に入れますけれども、①教員の働き改革について伺います。今年6月「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が54年ぶりに改定されました。この給特法改定のポイントは何でしょうか。2点目、令和6年9月1日の時点での教師の在校等時間の状況の調査が行われましたが、新冠小と新冠中の調査結果で、労働時間の縮減の結果はどうでしたか。3つ目、在校等時間の測定はどのように行われていますか。4つ目、学習支援員等、新冠での会計年度職員等は何名いますか。学習支援員等は定数不足による代替教員と理解してよろしいですか、伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） ただいまありました武藤議員の御質問、教員の働き方改革についてお答えいたします。

御質問1点目の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法改定のポイントにつきまして、3点ございます。

1点目は学校における働き方改革の一層の促進です。教員の働き方改革を推進させるため教育委員会においては、来年度4月より、教員の業務量の適切な管理と健康、福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定と計画の実施状況の公表が求められるようになります。また、その計画の内容及び実施状況について町部局、教育委員会が構成する総合教育会議への報告が義務づけされるようになります。

2点目は、組織的な学校運営及び指導の促進です。児童生徒の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な業務を行う主務教諭という新たな職が設置されます。主務教諭は、従来の主幹教諭と教諭の間に位置づけられ、学校横断的な取り組みについて学校内外を総合的に調整、若手教員へのサポートを行うこととなり、中堅教諭が当たることが想定されています。学校横断的な取り組みとして、教育相談、特別支援教

育、情報教育、防災安全教育などが挙げられています。

3点目は、教員の処遇の改善です。高度専門職にふさわしい処遇の実現を図るため教職調整手当が増額されます。昭和47年から月額4%の教職調整手当が支給されてきましたが、今回の改正では、令和8年1月からこの教職調整手当を毎年1%ずつ増額し、最終的に10%まで引き上げるとしております。教職調整手当が増額される以外にも、担任等を想定した業務の困難性を考慮した手当の支給がなされます。これは担任手当とも呼ばれますが、こちらも令和8年1月から支給されることとなります。

次に、御質問2点目の新冠小学校、新冠中学校の時間外勤務時間の縮減結果についてですが、本町においては、平成31年1月より新冠町アクションプラン、教育職員の働き方改革行動計画を策定し、これまで働き方改革に取り組んできました。

令和6年12月に文部科学省から公表された「学校働き方改革のための取組状況調査」により全国的な傾向、取り組みの事例等が紹介されていますが、新冠小学校、中学校の時間外勤務時間の状況について御説明させていただきます。

令和4年度と6年度を比較すると、新冠小学校の令和4年度の月ごとにおける年間平均時間、時間外勤務時間は26時間47分でした。これに対し、令和6年度は16時間6分となっており、10時間41分の減少。割合にすると約40%減少の改善が図られております。新冠中学校においても、令和4年度の平均34時間43分に対し、令和6年度は25時間28分となっており、9時間15分、約30%減少という両校ともに大きな改善が図られております。

今回の給特法の改正により、国は、教育職員の月ごとにおける時間外勤務の上限を令和11年度までに平均30時間程度まで削減する目標を示しておりますが、当町におきましては既にこの目標を下回っております。

取り組みの具体例といたしましては、新冠中学校では職員の勤務時間に対する意識向上を図ったり、超過勤務を行っている職員への聞き取りを行ったりといったソフト面での取り組みと、校務支援システムの活用といったハード面での取り組みを実施しております。新冠小学校においても日課票を工夫し、教員の自由裁量の時間を確保し、週に1度、一齊下校の日を設けるなどの取り組みを行っており、それぞれ働き方改革を推進しているところであります。

また、本町におきましては、他町に類を見ない、全員がフルタイムで、小学校6名、中学校3名の学習支援員を配置しており、このことも両校教員の時間外勤務時間縮減に大きく影響を与えているものと捉えております。

御質問3点目の在校時間の測定については、働き方改革の取り組みの一つとして、令和元年度にタイムレコーダーを導入し、これをもって測定しております。在校時間は月ごとに教職員一人一人のタイムカードを教育委員会で確認しており、町ホームページ上の教育文化スポーツ欄において、毎月の時間外在校時間を公表しておりますので御確認ください。

御質問の4点目 있습니다、会計年度任用職員についてですが、会計年度任用職員は小

学校で8名、中学校で5名、全てフルタイム勤務での採用をしております。職種及び人数は、小学校で学習支援員6名、公務補1名、事務生1名、中学校では、学習支援員3名、公務補1名、事務生1名の内訳となっております。

御質問にありました学習支援員については、支援を要する児童生徒対応のサポートや教員の教材、資料づくりの補助に携わる業務に従事しており、定数不足による代替職員としての採用ではございません。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝園君） 3点を行います。

1点目ですけれども、相当縮減があつたつちゅう報告ですけれども、今現場の先生方の声を聞きますと、確かに数としては減ってるかもわかんないけども、中身としては労働強化になってるような感じがすると言っておりました。学校によって校長さんの姿勢で早く帰るようにつちゅうことやつちゅることでやつちゅることもありますし、従来のとおり先生方の残業ちゅうことで認めてる学校もあるし、いろんな違いはあるようですけども、特に最近の盜聴の関係で今学校で、あれですよね、端末が、私的な端末は持ち込めないというふうになつてつちゅうことで、結局相当いろんな学習の状況だとか、家庭の状況だとかつちゅうのは残業してそういうのをやつてたので、今そういうのが学校でやれないつちゅうことになってて、結局家に持ち帰つてやらざるを得ないつちゅうことになってると思うんですよね。そういうことがあって、結局相当数としては減ってるかも分からんけども、労働の中身としては実質的には悪くなつてるような感じがするつちゅう意見でしたけども、こういう点をどう受け止めますかつちゅうのが1点です。

それから2点目は、学校でタイムカード測つて、そのあとはあれですけども、今言ったような実際上端末なんか持ち込めないで家でやつぱり仕事をせざるを得ないという状況ありますから、そういうのを把握しない限り残業の実態というのは分からんと思うんですけども、そこはどう判断されますか。これが2点目です。

それから3点目は、今学校における職種ちゅうのは最近非常に多岐にわたつてきております。非正規職員、会計年度職員だと相当増えておりますけれども、私は本来やはり正規教員を増やすつちゅうことが、本当の数字だと思いますけども、その点をどう考えるか。この3点伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

下川教育長。

○教育長（下川徳久君） ただいま武藤議員からございました再質問についてお答えいたします。

1点目の私的な端末等の持ち帰り、それから端末の持込み、それから業務の持ち帰りをどう受け止めているかという御質問だったかと思います。ただ、端末等の私的な部分の持込みにつきましては、また働き方改革とは別問題の、特にわいせつ事案をもとにして昨今

厳しい取り扱いとなっております。ただし、当町2校におきましては学習に使うもの等に關しては、大きな制約をかけておりません。そういうところで、児童生徒に直接な授業の質を下げるようなことにもなっておりませんし、また、そのことで担任等に過大な業務を与えているとは捉えていない状況にあります。ただ、持ち帰り等につきましては業務の縮減に関しまして言うと、当町は他町に本当に類を見ないほどの短時間業務となっております。ただ、ゼロではなっておりませんので、ゼロとはなっていない部分に関して言いますと、それぞれのやりがいにつながる部分なのか、それとも持ち帰ることによって辛いのか、そういう部分につきましては2番目の御質問とも関係してきますが、各校長がそれぞれの教員と面談を通しながら、それぞれの教員の状況を把握している状況でございます。それぞれの校長と私が毎月面談を行っておりますので、そういうことから私自身も教員一人一人の状況等については把握しているつもりではございます。ただいま、再質問の1番と2番についてお答えさせていただきました。

3番目の正しく働き方改革を行うためには、会計年度職員ではなく正規の職員を増やすべきだというお考えでした。その部分につきましては、一市町村の私は教育長でございますので、その場について、国が決めることに対して発言することはちょっとね、差し控えさせていただきたいなと思っているところでございます。以上、答弁させていただきます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

武藤議員。

○9番（武藤勝匂君） 最後に、教育長の率直な感想を伺いますけれども、非正規教職員の職種は、この20年ほどで数多く増えてきております。私は非正規教職員の役割などを否定するものではありませんが、教育の営みという場において、非正規教職員という身分が労働者の側面からも、学校運営上からも望ましいのか、その点は疑問に思っております。学校教育では、子どもと教職員の関係が極めて重要だと思います。非正規教職員では長く学校におられるという保証はなく、そのため子どもとの関係を構築もしづらく、持続的に学校運営に関わっていくことも難しい面があります。学校としても、見通しを、学校経営上、見通しを持ちづらいという側面があると思います。働く人の尊厳を守る雇用や働き方改革が必要だと思いますが、教育長の率直な見解をお願いします。

○議長（氏家良美君） 下川教育長。

○教育長（下川徳久君） ただいまありました武藤議員の再質問についてお答えいたします。

当町における非正規雇用の、学校に勤める職員につきましてなんですが、それぞれ聞き取りしたところですね、子どもたち、児童生徒との関係性も近く、やりがいを持って働いているという捉えでおります。また、本町は他町に類を見ない、日高管内他町に類を見ないフルタイムでの雇用となっております。それぞれの校長は来年度の雇用、それから教育課程の編成等について、非正規であるがゆえに見通しが持てないといった状況はございません。全国的な状況は、武藤議員おっしゃるような状況はございますが、当町におきま

しては、そういった不安の部分はほぼ解消されていると捉えているところです。以上回答いたします。

○議長（氏家良美君） 以上で武藤議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再会 午前11時10分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を開いています。

次に、但野裕之議員の「クマ出没対応について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○8番（但野裕之君） 8番但野裕之です。議長より発言の許可を頂きましたので、クマ出没対応について質問いたします。

連日、人里へのクマ出没報道があり、東日本を中心に住民生活が脅かされ、不安な毎日が続いている。

道内では、7月に渡島管内福島町の住宅地で、新聞配達員の男性が襲われ死亡。7月から8月にかけて、檜山管内江差町で、家庭菜園などが荒らされる被害が30件以上も発生。8月には、羅臼岳で下山中の男性が襲われて死亡。留萌管内初山別村では、中学校敷地内に1頭が侵入。9月には、三笠市の公営住宅に窓ガラスを割り、侵入。札幌市西区の公園で散歩中の男性が襲われて負傷。10月には小樽市で、シカ用くくりわなにかかったクマを駆除しようとしたハンター2名が襲われて負傷するなど、ヒグマの死傷事故や市街地への侵入が相次いでいます。

当町もヒグマ出没に住民の不安が募る中、クマ出没対応で担当課職員の御苦労も伺います。

9月1日に、原則として発砲が禁じられている市街地で、市町村がハンターに猟銃駆除を委託できる緊急銃猟制度が始まっています。実際、クマ駆除が実施されていますが、様々な課題が浮彫となっています。課題は山積状態にあります。課題として、避難誘導に当たる人手不足、誤射などによる事故を防止するため、警察と連携し、発砲前に周辺住民への避難指示や交通規制をする、交通規制を実施することが義務づけられています。これらの対応に小規模自治体では人手が不足しているのです。さらに、当町でのヒグマ駆除は地元猟友会の委嘱ハンターに委嘱しているため、駆除やヒグマの生態の専門知識を持つ職員がいません。このようなことは当町に限ったことではありません。このような状況下では、緊急銃猟を実施する態勢づくりが難しい状況にあります。

ここで、町民に対して、クマ出没の不安を払拭する町の体制づくりへの理解を深めてもううため、次の3点について質問を伺います。

1点目、9月の私の一般質問で、緊急銃猟マニュアル作成に着手し、道に対して内容確

認を行っているとの答弁がありました。2カ月が経過しておりますが、完成しているのでしょうか。

2点目、駆除における事故時の法的責任や保険の補償等の問題を含め、町獣友会との協議は進んでいるのでしょうか。また、積丹町で地元獣友会とのトラブルがありました。当町において、町獣友会との関係は良好なのでしょうか。

3点目、政府は11月4日にクマ被害対策パッケージを策定、決定しています。その中で、自治体職員が駆除を担うガバメントハンターについて、人件費や資機材等の支援を行うとしています。また、道はこれを受けて、北海道獣友会、陸上自衛隊など14団体で構成する「北海道ヒグマ対策推進会議」の2回目の会合を11月17日に開いています。政府の策定したクマ被害対策パッケージなどの情報を共有し、国の支援策を活用するものとしています。道はこれを受けて、自衛隊や自衛隊のOBに狩猟免許取得の道主催の説明会を早々に開くとしています。ガバメントハンターを配属する考えはあるのでしょうか。以上この3点について町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から御質問の「クマ出没対応について」お答えをいたします。

はじめに、直近の状況について若干御説明を申し上げます。まず、町村会の動きを御報告いたしますが、全国でクマによる人身被害が相次ぐ中、政府が新たな被害対策の取りまとめを進めていることを受けまして、11月7日、北海道町村会は全道市長会、北海道との連名で環境省などに、「ヒグマ対策に関する要請」を行っております。

要請におきましては、特にヒグマの推定個体数が適正個体数を大幅に上回っておりますことから、個々の自治体での対応には限界が生じているために、国の責任において抜本的な対策を講じるよう強く訴えたものでございます。

また、捕獲事業に対する支援の強化、緊急銃猟の実用例を速やかに市町村に示していくことや、捕獲事業者の発砲行為に対して責任が問われないよう、関係省庁との十分な調整、検討を行うことなどを強く求めてきたものでございます。

このような中、国は11月14日に「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」を開催いたしまして、追加的、緊急的な対策を含む「クマ被害対策パッケージ」を御指摘のとおり取りまとめております。これによる取り組みの内容としては、緊急的な対応、春に向けた対応、中期的な対応、この3点を明確化し、迅速かつ着実に実行していくことが示されたということです。

そこで、御質問の1点目にあります「緊急銃猟マニュアルの作成」に関してでございますが、当町の素案確認依頼に対しまして、10月下旬に北海道から指摘等を含めた助言を頂いております。これを受けまして現在は、警察あるいは獣友会へ素案内容の確認、いわゆる現場現状に合ったマニュアルの内容になってるかどうか、それに伴う安全性がしっか

り担保できる内容になってるかどうかなどにつきまして、協議検討を進めている段階であります。今後、実際の緊急銃猟を想定した訓練をマニュアルに沿った中で、実施しながら運用に向けてまいりたいと考えている段階でございます。

御質問2点目の「猟友会との協議、関係性」につきましては、御指摘頂きましたように駆除時における法的責任や、保険での補償での範囲などはハンターさんが心配される重要な事項であると認識をしており、これは町村会の要望におきましても、項目として挙げておりますけれども、国が作成したパッケージのメニューにおいて、緊急銃猟に関わる責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安の払拭ということが明記をされております。環境省からは捕獲者向けの説明資料が送られてきております。

資料は、緊急銃猟への協力のお願いといたしまして、内容の主立つものを申し上げますと、1つには、9月から緊急銃猟制度が市町村長の判断によって、外部の捕獲者に委託をして実施されることが可能になったということ。2つ目には、捕獲等につきましては、中長期的には公的機関や、公的機関から委託を受けた民間企業等により行われるようにする必要があるけれども、短期的には、高い技術を有しているハンターの協力をお願いせざるを得ない状況である。いわゆる、将来的には公的機関、あるいは民間企業が受け入れるような形を想定するけども、現状はハンターさんにお願いせざるを得ないということに理解を求めた内容。3つ目には、協力に対する応諾義務はないため、ハンターは断ることができること。このほか、「制度上の最終責任者は市町村長であること」や、法的責任等の考え方として「緊急銃猟を行う者としての注意義務を果たす限り、刑事上の責任など不利益を被ることは通常想定されていない」ということが明記されました。これによって若干、捕獲者の不安払拭に資する内容であったのかなというふうに判断をしているところであります。

町といたしましては、十分ではありませんが、この資料も猟友会と共有をさせていただきながら、当町のマニュアル素案の確認を進め、緊急銃猟の実施に向け、安全の確保や役割分担や責任所在などに関する協議を深めてまいりたいと考えているところであります。

猟友会との関係性についてでありますと、猟友会の皆さんには、年間を通じて有害駆除活動をお願いしておりますと、頻繁にハンターさんと職員が顔を合わせる中におきまして、様々な意見交換を行い、その都度必要な対応をしてますので、これまで報道にあるようなトラブルは発生をしておりません。

御質問3点目のガバメントハンターの導入についてでございますが、国の「クマ対策パッケージ」におきましても、1つ目に警察によるライフル銃を使ったクマの駆除、2つ目には自衛隊、警察のそれぞれのOBなどへの狩猟免許取得の促進と協力要請、3つ目に各自治体における狩猟免許を有する者の常勤職員としての採用、また、狩猟免許を所持する職員への協力要請などが盛り込まれておりますし、御指摘頂きましたようにガバメントハンターの入件費の支援制度も創設するとなっているところであります。こういう状況の中で当町でも、職員としてのハンターの配置ということについては、検討を加えていかなければ

ればいけないものだと考へてゐるところであります、

ただし、導入の考え方につきましては、定例会初日の行政報告でも述べさせていただいだとおり、クマの駆除は危険が伴う業務でもあり、今や年間を通じた警戒を要する問題でもありますことから、緊急銃獣による駆除の実施体制の整備のため、安全体制の確保、これに加えて責任や補償の明確化、従事者の確保の方針、方策、これらの協議検討を深めた上での運用が必要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○8番（但野裕之君） はい。3番目に答弁でガバメントハンターの部分なんですけども、ガバメントハンターの導入は管内の動向を踏まえつつ慎重に検討する、との答弁でした。その中で、諸事情がありますからその辺は重々理解できますけども、町民の生活、安心安全に関わることですから、他町と歩調を合わせるのではなく早急に準備すべきと思います。かかる経費は国が支援を行うとしておりますけども、自前でもいいですから、一刻も早く対応すべきだと思います。かかる費用は、町民への安心料、保険料と私は考えますけども、そのように思はないのでしょうか。

そこで1点目、町獣友会の経験豊富な委嘱ハンターの中で、希望者がいるのであれば臨職のような形でもいいですから、ガバメントハンターとして採用してはいかがでしょうか。

2点目、町内には自衛隊OBの方が在住しております。意向調査を行い、町からお願ひするのも一案かと思いますが。この2点について、お考えをお伺いします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員からの再質問にお答えいたしますけども、まず管内の状況を確認してという意味は、各町と足並みを揃えたり、各町の様子を見るという意味ではなくて、この問題は全国的な、あるいは日高管内的な問題として捉えたときに、広域的な考え方の中で数少ない人材の方々に生業を持っていらっしゃる中でこの業務を行うときに、広域的な形の中でやる方法、可能性というのはないだろうか、こういう視点の中で申し上げたもので、決して他町のまねをするとか、他町に追随するとかっていう意味ではございませんので、その点まず御理解を賜っておきたいというふうに思います。

それから、ガバメントハンター、先ほど前段で申し上げましたけども、それぞれ委嘱ハンターさん、生業を持たれたりして中で、協力をしていただいてるという方々が多くございますので、これだけクマの被害が多くなって、目撃件数が多くなってきてるものに対応するとなると、やはり行政もしっかりとその体制を整備しなければいけない。その1つの方策の中で、町職員の中にガバメントハンターを配置するということについては、これはもう対応の一つの方策、方法として考えていかなければいけないというふうに考えております。

しかし、今、クマハンターは20名の方に委嘱をさせていただいておりますけれども、

この方々と町の配置するハンターさんがどういう役割分担で、どう連携していくのか、ここをしっかりと共有しながら進めなければ、はじめてから他町のような問題も発生するかもしれない、ですから、始まりが肝心、始まりの意思の共有というのも私は大事だと思いますので、その中には、安全性の確保、責任の所在の確保、あるいは銃に関わる経費をどう負担していくのかというような、諸々のハンターさんの心配や要望もおありでしょうから、そういったことを一つ一つ整理しながらガバメントハンターのことについては考えていきたい。そうして間、市街地に出た時撃てないんじゃないのかと。それはそうではなくて、緊急銃獣を使わざとも、警察官職務執行法の中でそれは可能なわけありますから、必ずそのクマが出没したときには、ハンターさんも警察も町の職員も現場に行って協議をしますので、警察官職務執行法の判断の中に、しっかりと行政の判断や意見も加えさせていただいた中で、クマの駆除に向かっていくと。こういうこともしっかりと体制整備しながらですね、かかる準備に取り組んでいきたいというふうに思いますので、重ねて御理解を頂きたいと思います。

○8番（俎野裕之君） 再々質問ございませんか。

俎野議員。

○8番（俎野裕之君） はい2点ございます。

まず1点目ですね、第2回の北海道ヒグマ対策推進会議の中で、北海道猟友会はガバメントハンターについて、次のような質問をしています。年齢などどういう形で採用するのか、もう少し詳しく教えてほしいとのことです。答弁として「新しい扱い手も含めガバメントハンターという議論が進んでいる。これらについてはどのようなもので、どのようなものがガバメントハンターとするか、今後整理していく」と新聞報道がありました。私はこの道猟友会のガバメントハンターの扱い手について参加する意思を感じました。猟友会がガバメントハンターとして参加する意思があるのかなというように読み取りました。という中で、この町内の猟友会のメンバーからガバメントハンターとしての協力の有無について、どうなのかなっていう声も聞かされております。その声は担当課のほうには行っているのでしょうか。町として町猟友会と話を進めて、その辺の協議をしているのかどうか、その辺含めて、その答弁を1つ。

で、もう1点、いずれにしてもヒグマ対策は町民生活の安心安全が大事と考えます。今年担当課内に鳥獣被害対策推進室を設置しておりますけども、ヒグマに特化した形で、町長トップに担当課を中心にヒグマ対策プロジェクトチームを設けてはいかがでしょうか。その中で、国、道の動向を踏まえながら調査検討を図り、町民に対して他町よりも踏み込んだ形で、ヒグマ対策を進めていくことをアピールすることができると思います。この考えはどうでしょうか。この2点お願いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 再々質問にお答えをいたします。

道の獣友会の意見というか考え方方が、すなわち全道のハンターさん、あるいは獣友会の皆さん方と意見が同じかというとそうではないんだというふうに思います。今、担当課長に聞きましたが、こういう制度の中でガバメントハンターを配置するときの意思の確認については、担当課のほうでは一定程度把握も聞き取りもしているようありますけれども、これはもう正式にガバメントハンターをということを想定した中で正式にお伺いしたり、打診したりしたものではありませんので、ガバメントハンターを置いたほうがいいなど、町の獣友会の皆さん方の総意の中で、そういうことの中で決まったときには、具体的に動き出すことにさせていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、少ない人材の中で対応を図っていくということに関しては、やはりこれは行政が地域的な責任を担っていかなければいけない、その担い方について繰り返しになりますけれども、単独でやるのか、広域的な体制を組んでいくのかということについては、今後の議論の深まりの中で具体化させていきたいというふうに思います。

それから、推進室をもっと強化してはいいんじゃないだろうかというようなことでありますけれども、今年推進室を設置させていただいて、産業課は非常に御苦労をされてると思いますけれども、24時間で、情報の取得の窓口であるとか、あるいは対応の輪番制であるとか、皆さんも御承知のとおり市街地の近辺で出たときには、直ちに全世帯に戸別配布をして注意を促すだとか、あるいは産業課、推進室と総務課との協議の中で、防災用の放送を流して周知をするだとか、随分対応は前向きに変わったなあという印象を持っております。組織をさせていただいて初年度でありますので、当然このものの評価検証というのも内部で行いまして、さらにクマの出没が増えてるわけでありますから、さらに強化が必要だという判断になればですね、また、組織の改正や強化も含めてですね、議会の皆さんとも御相談しながら、組織の改編ということについては考えていきたいと思いますけれども、まずは、今年1年間の評価検証をした中で、内部検討を進めたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 引き続き、「自転車の交通反則切符青切符制度について」の発言を許可いたします。

俎野議員。

○8番（俎野裕之君） 通告に従い、「自転車の交通反則切符青切符制度について」質問いたします。

自転車ヘルメット非着装の、非着装者の頭部が交通事故で致命傷となることから、令和5年4月にヘルメット着用が努力義務にされています。努力義務化1年目の着装率は、全国調査で1位が愛媛県で59.9%、2位が大分県で46.3%、北海道は6.4%で39位となっています。また、令和5年に警察庁が公表した資料では、5年間の全国の交通事故でヘルメット着装、着用していない人が交通事故で亡くなる割合は、着用していない人より1.9倍高い結果となっています。ケガをした人の約9割がヘルメットを着用していないなかったという結果にもなっております。町内においても、高校生や高齢者、外国人の

ヘルメット非着装が多々見受けられます。交通事故に遭えば、間違いなく死傷事故となる可能性が非常に高いと思われます。

一方で、昨年1年間にスマートフォンや携帯電話を使いながら自動車を運転する「ながら運転」が要因となった死亡事故が、前年比14件増の136件で統計史上最多となり、自転車も前年比2件増の28件で、前年のワースト記録を更新しています。注目すべき点は、過去5年間の自転車の「ながら運転」の事故では、19歳以下が55.3%を占めているということです。このような状況を受け、令和6年11月に自転車事故防止を目的に改正道路交通法が施行され、走行中の携帯電話使用「ながら運転」と酒気帯び運転に関する罰則が強化されました。

さらに、来年4月からは、16歳以上が自転車で「ながら運転」などの交通違反をした際に、反則金納付を通告できる交通反則切符、青切符制度が始まります。自転車の危険運転行為を抑止し、自転車事故防止を目的とするものです。

青切符制度導入後の自転車の指導取締りのイメージは次のとおりです。交通違反が認知されると、悪質、危険な運転の場合は摘発され、「ながら運転」は反則金1万2千円の青切符となります。一方、16歳未満の違反は、指導警告となります。交通事故のない安心安全な町づくりを進める観点から、次の4点について伺います。

1点目、この青切符制度が来年4月から始まることを知ってる町民は、何人もいないのではないかと推察します。警察庁は、取締りなどの考え方を周知する「自転車ルールブック」をホームページに公表しています。これを活用し、いち早く町民に周知すべきと考えます。

2点目、16歳未満の違反者は、指導警告の対象となります。このことを含めて、小中学校では、これまで以上の交通安全指導が必要なのではないでしょうか。

3点目、町内では外国人就労者のヘルメット非着装も見受けられます。特に、新冠・新ひだか町間の国道の往来には危険を感じます。これらに対しても、青切符制度とヘルメット着用努力義務の周知を丁寧に指導すべきと考えます。

4点目、ヘルメット着用は努力義務ですけれども、町民、特に生徒児童に対して模範となる町職員に対して着用義務として指導し、併せて青切符制度の周知を図るべきと考えます。以上4点について町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本政嗣君） 但野議員から御質問の「自転車の交通反則切符制度について」にお答えいたします。

町では、静内警察署や交通安全推進委員会など関係機関と連携いたしまして、各種交通安全対策を進めており、自転車の適正な利用対策としては、通学時における街頭指導や学校における交通安全教育、さらには中学生に対するヘルメット購入助成事業などを実施してまいってきているところであります。

警視庁が公表しております令和6年の交通事故統計によりますと、国内における交通事故数29万895件、そのうち、自転車関連事故は6万7531件で全体の23%、また、法令違反を伴う自転車関連事故件数については4万7746件と70%を占め、5年前と比較しますと、事故総体件数は6%減少しているものの、自転車関連事故及び法令違反件数の割合は増加傾向にあるとされております。

このような背景から、国は自転車運転に関わる規制を強化し、事故防止を図るために、令和5年4月からヘルメット着用を努力義務化し、明年4月からは、携帯電話や信号無視などの自転車による法令違反につきましても交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が適用されることになります。

議員から頂きました御質問の1点目、交通反則通告制度の町民周知につきましてですが、自転車の安全な利用促進と事故防止を図る意味合いにおきましても、周知は必須事項でありますので、関係機関と連携し、来月から自転車ルールブックや独自の啓発チラシを活用した周知に取り組む予定をしております。

御質問の2点目、小中学生に対する交通安全指導の強化についてであります、現在小学校では2年生以上を対象とした自転車乗車指導を年1回、下校指導を含めた啓発活動を年2回行っています。

中学校では全学年を対象に自転車の罰則規定の資料を用いた指導を年1回、乗車マナーの指導についても適宜実施をさせていただいております。

今回の制度改正内容につきましては、各校とも情報共有を行っておりまして、外部から講師を招くなどの方法を含め、協議を進めております。教育委員会、学校、家庭と連携した指導の徹底に努めてまいりたいと考えでございます。

御質問3点目、外国人就労者に対する制度の周知でありますが、当町には11月末現在、343名の外国人が居住しております。

国によって交通ルールや安全に対する意識も異なりますことから、日本の自転車運転を含む交通ルールの理解促進は、交通事故防止を図る上でとても重要であると捉えているところであります。

のことから、まず道路交通法などに基づく安全運転管理者でもある、それぞれの事業主の皆さんに対して、自転車運転を含めた交通安全やルールの研修等の実施について協力を依頼するとともに、理解促進を図るために、国が作成をしております4か国語に対応した多言語の交通ルールリーフレットを活用いたしまして、制度の周知に取り組んでいるほか、今後も工夫した取り組みを進めてまいりたいと存じます。

また、当町にはインド国籍の方も多く英語を理解できない方も一定程度おりますことから、交通ルールに限らず、生活を送る上で必要となる情報を外国の方に提供することも町の課題であると捉え、関係各課に対して対応の検討を指示しているところであります。

御質問4点目の職員に対するヘルメットの着用指導と制度周知に関してであります、

自転車乗車時のヘルメット着用につきましては、御指摘頂きましたとおり、道路交通法におきまして努力義務とされており、自らの生命、身体を安全に守る上で重要な意識であると認識をしております。

しかしながら、法律上は罰則を伴う義務ではなく、あくまで個人の判断に委ねられているという事項でもありますので、町職員という特定の立場を理由に、法令上の位置づけを超えた着用義務を課すことは適切ではないものと考えております。

これは、法の下の平等といった基本的な権利を侵害する恐れがあることからも、行政としては極めて慎重であるものと捉えているところであります。

一方で、ヘルメットの着用が自身の命を守り、事故により重症化を防ぐ上で、確かな効果を有していることは明らかでありますので、私としては、事故に備え、積極的に着用していただくことが望ましいものとの考え方から、職員を含む町民に対して、ヘルメットの着用の励行と青切符制度をはじめとする自転車交通ルールの周知に取り組んでまいる考えでございます。

今後とも、警察をはじめとする関係機関との連携を図りながら、交通ルールや交通安全啓発について、適宜周知を行うことで、町民の皆さんの安全な暮らしづくりを推進してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

俎野議員。

○8番（俎野裕之君） はい。3点目の質問に対する答弁について再質問いたします。外国人の部分ですけども、外国人を雇用している事業主に対しての周知を徹底。

○議長（氏家良美君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再会 午後12時30分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 先ほど津波注意報の発表に基づき、新冠町災害対策本部が設置されたため、本日の会議は延期いたします。再開は12月15日、月曜日の午前10時からといたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

（午後12時31分 閉議）